

令和5年度施設等利用費及び

豊島区特定教育・保育施設等通園児保護者補助金のご案内

■ 補助の対象となる方

次の(1)~(3)すべてを満たしている方が対象となります。

- (1) 幼児と同居する保護者で豊島区に住所を有している方。
- (2) 新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に幼児を通園させている方。
- (3) 幼児が対象年齢区分に該当している方。

■ 申請書類について

- (1) 全ての方:補助金申請書(以下「申請書」といいます。)を各幼稚園に提出
- (2) 認可外保育施設等の利用料を請求する場合、別様式にして手続きが必要です。
- (3) 下記に該当する方は、申請書に必要な書類をホッチキス留めにて添付してください。
ただし、特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書(以下「個人番号の調書」)について、個人番号確認書類及び本人確認書類とともに幼稚園等に提出してください。
(詳細は「特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書」を参照ください。)
※添付漏れの場合、補助金の交付ができなくなることがありますので、ご注意ください。

対象	必要書類
令和4年1月2日以降に豊島区に転入された方	個人番号の調書 ※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、令和4年1月1日現在及び令和5年1月1日現在の住所地で発行する課税証明書または税額決定通知書の写し(単身赴任をされている生計を一にする方がいる場合、 <u>単身赴任されている方のもの</u>)を提出してください。
豊島区外に単身赴任されている生計を一にする方がいる場合	
海外から転入された方	令和3年中及び令和4年中の収入状況を確認できる書類(給与支払証明書等)※外国語の場合は日本語訳もつけてください。
非婚の方(みなし寡婦控除適用)	戸籍謄本の写し
税の未申告の方 (扶養家族以外の世帯全員)	該当の区市町村にて住民税の税申告のうえ、令和4年1月1日現在または令和5年1月1日現在の住所地が豊島区の方は、税申告した旨を区にご連絡ください。豊島区外の方は税申告後、個人番号の調書をご提出ください。 ※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、課税証明書または税額決定通知書の写しを申請書に添付してください。

※ 次の要件に該当する方は、戸籍謄本の写し及び障害者手帳等の写しを添付してください。

- (1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している方
- (2) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る)
- (3) 要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

■ 補助金の交付時期

交付時期(予定): 4~8月分: 令和5年11月末

9~3月分: 令和6年5月末

交付方法: 保護者の方への指定口座へ振り込み

※申請書の振込先口座の記載内容に誤りがあると、交付日に振込ができなくなりますのでご注意ください。

※今回の申請で年度末まで申請が可能です(途中転出・退園の場合は除く)。

※振込先口座は令和6年5月末まで解約しないでください。



認可外保育施設の利用料を請求する場合は左記2次元コードより様式のダウンロードが可能です。

■ 申請期限

各幼稚園指定の提出期限まで【期間厳守】

年度途中で豊島区へ転入された方や途中入園等された方は、速やかに申請をお願いいたします。



令和5年度補助金の申請期限は、**令和6年4月5日(金)必着**です。
期限を過ぎての申請は、支給ができない場合がありますのでご注意ください。

■補助金の種類と補助金額等

以下（１）及び（２）の補助は教育・保育給付１号認定又は２号認定の子どもが対象です。

（１）特定負担額補助金(入園料相当) 【所得制限あり】

令和５年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部を補助します。

*納入した入園料の額が補助金額に満たなかった場合は納入額を限度とします。園児１人につき１回限りです。

	所得の基準（令和５年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額
対象	所得割課税額 420,000 円以下の世帯	50,000 円

（２）特定負担額補助(入園料相当を除く) 【所得制限あり】

保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）の一部を補助します。

*年度内に保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）が補助上限額となります。

*多子計算に係る対象の子どもは、小学校３年生までとなります。その範囲内で子どもが２人以上いる場合、年齢の高い順に数えて最年長の子どもを第１子、その下の子どもを第２子、第３子と数えます。

ただし、世帯区分１～３については小学校３年生までの制限がありません。※生計を一にするものに限る。

世帯区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第１子	第２子	第３子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分２のうちひとり親世帯等	12,200 円	10,200 円	10,200 円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分３のうちひとり親世帯等	9,200 円	10,200 円	10,200 円
3	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	7,800 円	5,800 円	10,200 円
4	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	7,800 円	5,800 円	9,600 円
5	所得割課税額 256,300 円以下の世帯	7,800 円	5,800 円	9,000 円
6	所得割課税額 256,300 円を超える世帯	7,800 円	5,800 円	5,800 円

（３）預かり保育料 【保育の必要性の認定の必要あり】

教育・保育給付１号認定で幼稚園等に通園しており、保育の必要性の認定（施設等利用給付２号又は３号）を受けた方のみ対象です。１日あたり４５０円、月あたり下記記載額を上限とし給付します。ただし、実際に支払った預かり保育料が下記記載の上限額を下回る場合は、預かり保育料が支給限度額となります。なお、預かり保育の利用日数及び利用料については、各園に報告いただくことで確認を行いますので、領収証等の提出は不要です。

また、通園している幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料が、幼稚園の預かり保育料とあわせて下記上限額まで無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用料の請求方法等については、園に配布しております「認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	補助上限額
３歳児～５歳児	施設等利用給付認定２号	11,300 円
満３歳児のうち非課税世帯	施設等利用給付認定３号	16,300 円

（４）給食費(主食費・副食費)の免除 【申請手続き等不要】

給食を提供されており（牛乳のみ、おやつのみ提供の場合含む）、給食実費を園に支払っている場合に対象となります。（家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）以下に該当する免除対象の方には、「給食費徴収免除のお知らせの送付について」にて免除のご案内を送付しております。免除方法等については、各幼稚園等にお問い合わせください。

対象	認定区分
満３歳児から５歳児の子ども（ただし、２号認定子どもは３歳児から５歳児）のうち、年収 680 万未満相当世帯（区市町村民税所得割課税額 211,200 円以下）の子ども又は第３子以降の子ども	教育・保育給付 １号又は２号

- ◆生計を一にするご家族が単身赴任等の場合は、同居、別居にかかわらず同一世帯として取り扱います。
- ◆区市町村民税所得割課税額は、世帯全員を合算します。園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合は、その方の課税額も対象となります。また、４月から８月分の補助額の算定には令和４年度所得割課税額、特定負担額補助金（入園料相当）及び９月から翌３月分の補助額の算定には令和５年度所得割課税額を用いて算定を行います。
- ◆区市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額です。
- ◆年度途中で幼稚園を入退園した場合や、豊島区を転出入した場合は日割計算となります。
- ◆交付日の１週間前を目処に、補助金交付決定通知書をご自宅に郵送します（年度途中で海外へ転出された方の通知書については年度末まで区で保管します。）。
- ◆年度途中で世帯状況に変更があった場合は、補助額が変更となる可能性があるため、速やかに区に連絡ください。
- ◆記載の内容については、今後変更となる可能性がございます。